

第20回（平成28年10月6日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、阿部委員、加藤委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第20回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は6つです。

議題1「人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について」、大塚調査官から、説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により、健康保険組合が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

人材派遣健康保険組合が実施する、適用、給付及び徴収関係事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年9月29日付けの派遣健発第28-80号にて、組合から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。人材派遣健康保険組合の全項目評価書の概要説明については、8月5日の第15回委員会において、事務局が組合から全項目評価書の内容についてヒアリングを行い、委員会に説明することとされましたので、評価書の概要につきまして、事務局から説明させていただきます。

○事務局 資料1「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の7ページの「（別添1）事務の内容」に基づきまして、評価書の概要の説明を進めさせていただきます。

まず、事務で使用する基幹システムと受付システムの概要について、説明させていただきます。図の右上にあります「基幹システム」は、これまで組合で使用していた適用、給付、徴収の3システムに、新規の個人番号管理システムを加えた4つの機能で構成されており、加入者の個人番号のほか資格の取得や喪失、給付、徴収の情報を管理しています。

入手した情報につきましては、「基幹システム」の左下にあります「基幹システム専用端末」から基幹システムにログインの上、登録することになりますが、基幹システムのサーバーや端末につきましては、インターネット等、外部のネットワークに接続できないように分離する措置を講じていると評価書に記載されております。

次に「基幹システム」の左にあります「受付システム」は、事業主から個人番号を紙や電子記録媒体ではなく回線で入手するためのシステムとして、加入者の資格の取得や喪失など、事業所から適用に関する届出を受け付けます。

「受付システム」の左にある青い囲みの「事業主」では、組合への届出に当たりまして、事業所のPCから受付システムにログインの上、届出情報を登録し、組合へ送信することとなります。なお、この回線では、暗号化通信を行うと評価書に記載されております。

続いて、個人番号入手の流れについて説明させていただきます。個人番号の入手は、本人から直接入手するケース、本人からの届出を事業主を経由して入手するケース、中間サ

一バー等を経由して情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構から入手するケースの3パターンがあり、それぞれ赤い矢印で記載されております。

本人から直接入手する流れは、図の中段にある赤い矢印のとおり、任意継続被保険者から紙により直接組合に届出を行いますが、こちらの届出に関しましては、郵送による入手には、書留等を用いて誤送付がないように送付先を印字した様式を利用すると評価書に記載されております。

次に、本人からの届出を事業主を経由して入手する流れは、一般被保険者から事業主、組合へ向けた赤い矢印のとおり、事業主が受付システムを使用して回線により組合に届出を行いますが、この受付システムと、個人番号など被保険者の情報の入力や更新を行う右上の基幹システムでは、全てのシステムの利用者にユーザーIDやパスワードを発効し、システム利用者を限定すると評価書に記載されております。

最後に、中間サーバー等を経由して情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構から入手する流れは、図の右側にある縦の赤い矢印のとおり、組合内に設置する統合専用端末を使用して、中間サーバー等へ回線により情報照会依頼を行い、情報提供ネットワークシステム等から情報照会の結果を取得することとなります。

なお、情報照会の結果が取り込まれた統合専用端末と、基幹システム専用端末の間の情報のやり取りにつきましては、図にありますとおり、パスワード認証機能がついたフラッシュメモリを使用し、インターネットからは分離すると評価書に記載されております。

情報のやり取りを行う基幹システム専用端末は限定し、それ以外の端末では、先ほどのフラッシュメモリを始め、電子記録媒体の使用や特定個人情報ファイルの端末への保存ができないように、システム的に制御すると評価書に記載されております。

評価書の概要については、以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今回の評価書では、事業主が組合へ届出を行う際、受付システムを介して個人番号を入手することが大きな特徴かと思いますが、この場合、事業主から特定個人情報を入手する際のリスク対策として、具体的に受付システムで講じられる措置はどのようなものを御説明いただきたいということが一つです。

もう一つは、事業所に対して評価書に記載されているリスク対策を確実に実施させるための措置についても、あわせて御説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 まず、1点目の、事業所が受付システムを使用する際の措置として評価書に記載されている内容といたしましては、ユーザー認証の管理として、事業所の事前申請を受けた端末のみログインが行えるようシステム制御を行うことで、端末を制限すると記載されております。

アクセス制限の管理としては、事業所に対しては、不要なユーザーのIDや不必要なアクセス権限の点検、見直しを行うという運用ルールを課し、適切なアクセス権限管理を行うとされています。

事業所と組合間の回線としては、暗号化通信を行うことで、データ送信時の通信内容の秘匿や盗聴防止の対応をするほか、不正アクセス防止のため、ファイアウォールを設置するとされています。

受付システムの使用の記録としては、システムの操作ログを記録し、事業所に定期的な自己点検を課すとともに、この操作ログにつきましては、組合においても定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検するとされています。

2点目になりますが、事業所に対して、評価書に記載されているリスク対策を確実に実施させるための措置といたしましては、事業所に対して、組合が策定した受付システムの運用ルールに基づいたリスク対策が適切に実施されているか、チェックリストにより定期的に自己点検を行うとともに、組合では事業所のルールの遵守状況を監査し、実施結果に基づいて、必要に応じて是正、指示をすると評価書に記載されております。

以上です。

○堀部委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 ただ今、事業主に対しては様々なリスク対策を講ずるというお話を頂きましたが、個人番号は事業主から入手する場合と、本人から入手する場合の2つがあり、入手した個人番号は組合内部で基幹システムへの登録を行って事務を行うとされています。基幹システムを運営する側として、特定個人情報ファイルが不正に使用されることや、不正に複製されることをどのように防止しているかというところを少し整理して、基幹システムが講じている措置を具体的に教えていただけますか。

○事務局 まず、基幹システムにおきまして、特定個人情報ファイルが不正に使用されることを防止するための措置として、ユーザー認証の管理といたしまして、システムを利用する組合内の全ての方にはユーザーIDやパスワードを発効して、ログインの認証を行うとともに、各操作者の事務の範囲や個人番号の取扱権限を設定し、権限に応じた情報以外はアクセスできないようにシステムの的に制御するとされています。

次に、不正に複製されることを防止するための措置といたしましては、情報連携の際に使用する統合専用端末と情報のやり取りを行う基幹システム専用端末は限定し、アクセス権限が与えられた最小限の職員等のみが操作できるようシステムの的に制御し、それ以外の端末では、図に記載されているフラッシュメモリの使用や特定個人情報ファイルの端末への保存ができないようにシステムの的に制御されております。

電子記録媒体等への複製を行う場合は、事前にシステム管理者の承認が必要となっており、情報のやり取りを行った電子記録媒体では一切データは保存せず、使用した都度データを全て削除することとしております。

基幹システムの操作ログは自動的に記録し、システム管理者が定期的に不正な運用が行われていないかを点検することと評価書に記載されております。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 他に何か、よろしいでしょうか。

今回の評価書は、承認対象となる健康保険組合関係の5つ目のもので、他の組合と記載内容も類似していますが、ここに記載されているリスク対策が、記載どおりに実行されるかどうかによって差が出てくるものと思います。

そのような点で、受付システムなど、ここに書かれているリスク対策を十分行うように組合に伝えていただきますとともに、実際にそれを担当する従業者に対して、実務に即した教育などを実施することによってリスク対策は万全になりますので、その点の教育研修を適切に実施するように伝えていただきたいということで、質問というよりも要望として申し上げました。

他にいかがでしょうか。

特にないようですので、本評価書につきましては、本日の説明内容を踏まえまして、審査を進めていくことといたします。ありがとうございます。

次に、議題2「平成28年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、福浦総務課長から、説明をお願いします。

○福浦総務課長 それでは、資料2をご覧ください。

平成28年度上半期の委員会の活動実績の案をまとめまして、本日、御審議を頂きまして、御了解を頂ければ準備が整い次第公表したいと考えてございます。

早速、内容でございますが、大きく4つの項目に分けてございまして、まず「I. マイナンバー制度に関する事務」で「1. 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況」をまとめてございます。

対応事項は大きく3つでございますが、1つ目は、漏えい事案等の報告の受付でございます。件数を見ていただきますと、49機関66件というのが上半期の総数でございまして、うち重大な事態、これは規則で100件以上の漏えいがあった場合等の要件が定められておりますが、それは2件ございました。これについては、また後ほど3番で申し上げます。

内訳を見ていただきますと、地方公共団体等が一番多くございまして、30機関37件。これは何かといいますと、通知カードとか住民票の写しを誤って別の人に渡してしまったといったケースが一番多くございました。

その次の項目で、立入検査が4件。このうち1件が日本年金機構でございまして、これについては、また後ほど「3. 特記事項」で申し上げます。

注意喚起等が5件ございました。注2でも書いてございますが、行為者に対しまして、文書で指導したといった件数でございます。

「2. マイナンバー苦情あっせん相談窓口における内容別受付件数」でございます。

合計総数が545件で、内訳を見ていただきますと、一番多いのが相談の中の「提供の求め・本人確認」で181件となっておりますが、これは勤務先の企業とか金融機関から、マイナンバーの提出を求められた。どうしたらいいでしょうかといった相談でございまして、むやみに見せてはいけないということがある意味浸透している中で、そういう心配があって相談が来たといった内容が多くございます。

「3. 特記事項」でございまして「(1) 特定個人情報の漏えい事案等の報告のうち、重大な事態の報告」は2件ございました。

1つ目は、ある民間事業者におきまして、従業員の400人分のマイナンバーを郵送するために、郵便局へ移動途中に、10分ほど車を離れたときに窓ガラスを割られて持ち去られてしまった事案でございます。

もう一つは②でございまして、民間事業者におきまして、再委託先の担当者が誤って社員情報を削除してしまったということでもございました。

「(2) 厚生労働省及び日本年金機構に対する検査の状況」でございまして。

2行目でございまして、委員会としましては、5月から立入検査を実施してまいりまして、検査の過程において1つ目は規程の整備、2つ目が研修等の実施、3つ目が電磁的な記録媒体の管理の徹底といったことなどにつきまして、改善を求めてまいりました。

これを受けまして、日本年金機構が集中的に改善措置を実施し、厚生労働省が改善内容を検証して、全てにおいて改善が行われたといった報告を受けまして、委員会としましては、本部20カ所の年金事務所について実地検査をいたしまして、確認した範囲におきましては、特段問題となるような事態はなかったということでもございます。

「Ⅱ. 個人情報保護法に関する事務」の「1. 個人情報保護法質問ダイヤルの受付件数」でございまして。

総数は3,297件になります。質問自体は事業者のほうが多いということで、内訳で第三者提供についての869件が一番多くございましたが、「こういうケースにおいては第三者に個人情報を提供していいかどうか」といった御質問が多くございました。

「2. 改正個人情報保護法の施行準備」の①でございまして、政令案、委員会規則案につきましては、御案内のとおりパブリックコメントを実施いたしまして、検討を深めまして、政令につきましては9月30日に閣議決定がなされたところでございます。

10月に入ってでございましたので、注1という形にしていますが、委員会規則とともに、当該政令につきましても、10月5日に公布されたということでもございます。

②でございまして、基本方針につきましては、現在、パブリックコメントを実施中でございます。

3ページに行っていただきまして「Ⅲ. 広報・啓発」の「1. マイナンバー制度関係」でございまして、各種説明会等に講師を派遣いたしまして、総数56回、参加者数が合計約7,500名でございました。私どものホームページ、ウェブサイトにおきまして、ヒヤリハットコーナーを設けておりますが、その中で各種事例の紹介をしたところでございます。

3つ目の○でございますが、苦情あつせん相談窓口に関しますリーフレットを作成いたしまして、消費者団体とかの関係機関に配付したところでございます。

「2. 個人情報保護法関係」でございますが、個人情報法の改正内容につきましても説明会に講師を派遣いたしまして、記載の回数でございました。ウェブサイトにつきましては、「改正法の施行準備について」というページと「よくある質問」のページをそれぞれ開設いたしまして、利用者の利便性の向上を図ったところでございます。

最後は「IV. 国際協力」の関係でございます。

1つ目の○でございますが、2行目で、委員会としましては、国際的な協力への枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築に積極的に取り組んでまいったところでございまして、5月にはG P E N、A P P Aにおいて、我が国を代表としまして委員会を正式メンバーとすることになったところでございます。

7月でございますが、委員会の取組方針としまして、記載の表題の方針を決定いたしまして、当面、これまでに一定の対話を行ってきています米国、EUについて、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に会合を立ち上げる方向で調整といった方針で臨むところでございます。

最後のページでございますが、具体的な取組について「(1) 米国」につきましては、8月8日に在日米国大使館の公使との面談、9月5日にもアメリカの商務省の幹部との面談を行いました。

「(2) EU」につきましては、欧州委員会の司法総局との協力対話を記載の日時において実施したところでございます。「(3) 主な国際会議への出席」は、記載のとおりでございます。

簡単でございますが、以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今回、こういった形で上半期の活動実績を公表されるということですが、特に近年、この委員会に対する関心とか期待が非常に高まっていることがありますので、今後とも是非こういった形で活動状況の発信を積極的にやっていただきたいということが一つです。

もう一つは、特に後半の国際協力の部分については、これはまだ一般の方々に余り広く知られていないかもしれないのですが、この委員会としては力を入れてずっと活動しているということがありますし、個人情報保護の問題について、国際的な枠組みの中で実績を積み重ねていくということが非常に大切だと思いますので、委員会の存在意義を示すという点でも、是非今後とも、力を入れて発信していただければと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

是非そのようにしていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

大滝委員から御発言がありましたが、こういう形で活動実績を広く知らせていくということは大変重要な意味を持っておりますので、これからも必要に応じてできるだけ定期的に、しかも頻度を高めて提供していくようにできればと思います。

それでは、公表手続を進めたいと思います。ありがとうございました。

次に、議題「（３）平成27年度個人情報保護法施行状況の概要について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料３－１と３－２になります。

本体自体は資料３－２になるのですがけれども、本日は資料３－１「平成27年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要（案）について」を用いて説明させていただきます。

１．については、本報告の位置付けについて、記述されています。施行状況の取りまとめについて、改正前の個人情報の保護に関する法律第53条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣は関係する行政機関の長に対しこの法律の施行の状況について報告を求め、同条第２項の規程に基づき、これを取りまとめ、概要を公表するとされてきました。

消費者庁は、平成17年から平成26年度について「個人情報の保護に関する施行状況の概要」として、当該年度の秋頃に公表してきたところです。

平成28年１月の改正個人情報保護法の一部施行において、施行状況の取りまとめ自体は消費者庁から個人情報保護委員会の所管とされたところをごさいます。平成27年度分の施行状況の取りまとめ・公表を個人情報保護委員会が実施するものをごさいます。

「２．平成27年度施行状況調査について」です。

平成27年度施行状況調査については「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえて、昨年とほぼ同様の調査内容について、関係省庁に報告を求めました。

「３．平成27年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要（要約）」につきましては、本検討の施行状況の概要のポイントになります。

第１章になりますけれども、１つ目の○で、昨年度末の各府省が策定した事業等分野ごとのガイドラインですが、27分野38本でございます。

続きまして、個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使ですけれども、昨年度は勧告が０件、助言が１件、報告が０件となっております。続きまして、主務大臣が認定した認定個人情報保護団体の数ですけれども、42団体となっております。

大規模個人情報漏えい事案を受けた対応ですけれども、平成27年５月に発覚した厚生労働省所管法人からの大規模個人情報流出事案を受けて、各府省より所管の業界団体等に対して、個人情報保護法の遵守に関する周知徹底に係る要請文書を合計412件発出させてございます。

２ページ目、「第２章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況」でございます。地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた個人情報に関する苦情相談の件数は

6,009件。事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数は292件。認定個人情報保護団体の取組として実施した苦情の処理等につきましては、合計442件となっております。

続きまして「第3章 法施行後11年間（平成17～27年度）の施行状況の傾向」でございます。

これに関しては、図2から見ていただきますと、図2につきましては、個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の件数をまとめています。勧告、助言、報告の聴取でございます。特に報告の聴取につきましては、当初は数十件程度ございましたのが、最近では数件となっております。昨年度につきましてはゼロ件と低い状況になってございます。

図3は、個人情報に関する苦情相談件数と個人情報の漏えい事案件数です。青色が苦情相談に当たりまして、これも当初1万4,000件程度だったものが、最近では6,000件から7,000件程度となっております。

赤色が漏えい事案件数ですけれども、当初は1,500件程度ございましたものが、最近では300件、昨年度では292件となっている状況でございます。

4ページ目、最後に図4を載せております。図4につきましては5万人以上の規模の漏えいの原因の傾向でございます。これにつきましては、平成21年度以降の施行状況調査の中から、原因が示されたものをグラフとしてまとめてみました。

結果としては、この規模の漏えい件数はそんなに多くはないのですが、最近、平成22年度以降につきましては、漏えいの原因としては不正アクセス・不正ログイン・サイバー攻撃等が多くなっている傾向がございます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ

○丹野委員 施行状況の報告をありがとうございます。

これを拝見しますと、個人情報に関する苦情処理件数についても先ほどおっしゃったようにまとめられていて、一昨年度は全国で約7,000件でした。昨年度は6,000件、一昨年度の7,000件から減っている状況になっているという御説明でした。

全国には消費生活センターが約770カ所ありますが、そこでまとめた数なので、一定のものだと思うのですが、先ほどの平成28年度のほうの、委員会で実施している質問ダイヤルのほうは、既に半年で3,000件、そのうち個人の方が1,000件で、事業者の方が2,000件ですけれども、それだけの数があります。

私どもの質問ダイヤルは、必ずしもアクセスしやすくはないところにあっても質問される方が探していらして、それがかなりあるということは、それだけ潜在的な国民の声があり、質問ダイヤルがそれに応えているということなのだろうと思われまして。それから言えば、委員会における相談体制の今後のさらなる充実が求められているという感想を持ちましたので、発言させていただきました。

○堀部委員長 これについての御感想を述べていただいたということによろしいですか。
ありがとうございました。

それでは、これは公表の手続を進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

次に、議題4「匿名加工情報に関する事務局レポートの方向性について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 匿名加工情報に関する事務局レポートの方向性について、事務局より資料4に沿って説明させていただきます。

まず「1. 事務局レポートの位置付けについて」について、説明させていただきます。

改正個人情報保護法では、新たに匿名加工情報という制度が設けられますが、これまで個人情報の保護に関する法律施行規則において、匿名加工情報の作成に関する基準等を作成するとともに、法令の解釈を示すガイドラインの策定の検討を行ってきました。

一方、匿名加工情報制度の利用を促進するという意味では、事業者が遵守すべき事項を規定するこれら規則であるとかガイドラインに加えて、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるように、また、認定個人情報保護団体が自主ルールを作成する際に参考とできるようにということで、事務局レポートであるとかQ&A等の作成を検討することが望ましいと考えられます。この点については、6月3日の第10回委員会においても議論されており、こういった議論を踏まえ、個人情報保護委員会事務局としましては、匿名加工情報に関する事務局レポートを作成することとしたいと考えます。

次に「2. 事務局レポートの記載内容の方向性について」でございます。匿名加工情報に関する事務局レポートとしては、実際に事業者が匿名加工情報を作成・利活用する場面を想定して、匿名加工情報を作成するに当たって検討すべき事項や留意点等、匿名加工情報への加工の考え方等について解説するとともに、ユースケースについて紹介してはどうかと考えます。

具体的に解説する事項案については、次のとおりになります。まず、もとなる個人情報に含まれる情報の項目、匿名加工情報が取り扱われる業態等に応じて留意すべき事項、匿名加工情報の作成に当たって検討すべき事項及び匿名加工情報に用い得る主な手法の紹介についてです。

次が、代表的なものは購買履歴になると思いますが、そういった購買履歴等の加工に関するユースケースの紹介になります。

最後に、匿名加工情報を他の情報とあわせて利用することが許容されるケースあるいは許容されないケースの事例の紹介。こういったことを解説してはいかがかと考えます。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今回の匿名加工情報に関しては、改正個人情報保護法においては一番目玉と
いいますか、そのように捉えることができ、様々なところの外部の方のお話を聞いてみる
と、ここに一番興味といいますか、関心が高いというところがございます。

そういう中で、今回、加工基準に関する規則が決まってきたわけですがけれども、なかな
か広い分野でございますので、規則を決めるにおいても、今まで皆で検討してきた中では、
それぞれ大変広い中での共通となる最低限のレベルを決めてきているものだと私も理解し
ていますし、皆さんもそのような御意見だったと思います。

そういう中で、事務局レポートが多分、今後、皆さんがこの後、匿名加工はどうしてい
ったらいののだというときの相当の示唆になっていくのではないかとという点で、かなり重
要なところを占めていくのではないかと思います。

そういう点で、ユースケースとか、参考事例のようなものをこういうところで示すこと
によって、我々の委員会での考え方、または事務局サイドでの考え方、こういうものを世
の中に広く示して、その後の実際の運用において混乱が生じぬよう、皆が納得できる形に
持っていくという点で、方向性としては非常に重要なものとなると思っておりますので、
是非その点、今後、これを活用していければということで、うまく広げていただけれ
ばと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今、手塚委員からも御発言がありましたように、これまでも委員会で匿名加
工情報の活用促進については議論されてきましたけれども、非常に重要なポイントである
と思ひまして、事務局レポートの作成は有用なものだと思います。

事業者の方々ですとか、認定個人情報保護団体の方々にとって、匿名加工情報の作成の
参考となる事項をこうやって示していくことも、もちろん重要なことではあると思うので
すけれども、今後さらに重要なことは、全面施行後に、実際に事務局レポートが活かされ
て、活用事例が出てくるということではないかと思います。さらには、全体が高位平準化
していくということが目指す方向ではないかと思います。

引き続き、民間事業者とも対話しながら、消費者からも信頼されるような形で、制度の
活用が後押しされるような取組を委員会としても行っていきたいと思ひます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

以前、外国でもこの種のレポートを出しているということを申し上げました。法令だけ
ではどうしていいのかよく分からないところですが、こういう形でレポートにおいて具
体例を出していくということで、利活用がますます進んでいくと思ひますので、ただいま
ありました御意見を踏まえて対応を進めていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

次に、議題5「欧州委員会司法総局との協力対話の実施について」、説明をお願いします。

○事務局 私から、先週に実施しました欧州委員会司法総局との協力対話について、報告させていただきます。資料5をご覧ください。

平成28年9月28日、当委員会の事務局職員が欧州委員会司法総局を訪問し、同局職員と協力対話を実施いたしました。

対話の内容ですけれども、当委員会からは、改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則の準備状況、本委員会で7月29日に御決定いただきました「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を説明しまして、先方からは、EU一般データ保護規則の詳細についての説明が行われ、意見交換を行いました。

お互いに、個人情報の保護を図りつつ日欧間の個人データの越境移転を円滑に進めることの重要性を認識しまして、今後もこのような協力対話を通じて、日欧間でより一層の協力を進めていくということが確認されました。

私からは、以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

○熊澤委員 本当にお疲れさまでした。

これまできちんと当委員会で独立した機関として、EUときっちり認識を共有して、突っ込んだ話をしていくというところを目指してきたわけなので、やっとそれが本格的にスタートしたのだなということで、非常に大きな一歩かなと思っています。特に先ほどおっしゃっていたように、共通の認識といいますか、ある程度形成しつつあるのかなというところだと思います。

ただ、これからだと思うのです。多分、難しい話、非常に困難な話が数多く出てくると思います。そういう中で、よりお互い緊密にやり合って、もちろんお互いにできること、できないことがありますから、そこをうまく付度しながら、かなり困難な長い道のりになるかもしれませんが、是非双方の円滑な流通というお互いの目標に向かってお話をさせていただければと思っています。

本当にお疲れさまでした。今後もよろしくお願いします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

私も、研究者として欧州委員会とは何回も話し合いをしてきておりますが、欧州委員会からすると、日本には独立性の高いデータ保護機関がないということが今まで非常に大きなネックになっていました。

特定個人情報委員会が今年の1月1日に個人情報保護委員会になりましたので、EUも当委員会と話し合いを進めていくことができるようになったことは非常に大きな意味を持っています。

大変だと思いますけれども、これからもよろしくお願いします。

次に、議題6「その他」です。委員の渡航承認についてですが、手塚委員が10月8日から16日まで米国に委員会用務外で渡航されるとのことです。海外渡航について、承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

海外渡航については、承認されました。

それでは、本日、用意しました議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料1の評価書については承認した後に、その他の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回は、10月14日金曜日の10時半からこの会議室でお願いいたします。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。